

議案第 1 号

議案第1号

「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」の策定について

「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」について、別紙のとおり計画を策定する。

根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第6条

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の策定の概要

1 計画策定の経緯

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正に伴い、知事が策定する特定鳥獣保護管理計画を、第一種特定鳥獣保護計画（その生息数が著しく減少し、又はその生息域の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画）、又は、第二種特定鳥獣管理計画（その生息数が著しく増加し、又はその生息域の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画）のいずれかに位置づけることを受け、生息域が拡大しているニホンザルにおいては、第二種特定鳥獣として計画を策定するものです。

2 主な変更の内容

（1）法改正に伴う変更

- ・計画の名称を「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」とする。
- ・「保護管理」の表記を「管理」とする。

（2）その他

- ・「検討会」から「千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会」への名称変更の及びその他時点修正

※ 本計画の策定に当たっては、現行計画である「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」をもとに、鳥獣保護法改正に伴う項目の追加や修正等、必要最小限の変更に留めることを基本としました。

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会の審議結果（概要）

1 回答者

【委員】羽山伸一委員（委員長）、川本芳委員、榎本文夫委員、鈴木正春委員
木村陽子委員、野村一夫委員、山田一郎委員、庄司優人委員

2 議 案

議案第1号 第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の策定について

3 審議結果

上記2の議案について書面による審議がなされ、原案のとおり異議なく議決された。

4 主な意見

- (1) 議案第1号
特になし

5 その他

第1号議案については、平成27年3月11日開催予定の鳥獣部会での審議が必要であるため審議結果を報告する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧	備考
<p>第3次千葉県<u>第二種</u>特定鳥獣<u>管理</u>計画 (ニホンザル)</p> <p><u>計画期間</u> 平成27年5月29日から平成29年3月31日まで</p> <p>平成27年5月</p> <p>千葉県 目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景及び目的 (略) 2 <u>管理</u>すべき鳥獣の種類 3 計画の期間 4 <u>第二種</u>特定鳥獣の<u>管理</u>が行われるべき区域 5 <u>第二種</u>特定鳥獣の<u>管理</u>の目標と基本的考え方 (1) 現状及び課題 (略) (2) <u>管理</u>の目標 (略) (3) 目標を達成するための基本的考え方 (略) 6 <u>第二種</u>特定鳥獣の<u>数の調整に関する事項</u> (1)～(5) (略) 7 その他<u>第二種</u>特定鳥獣の<u>管理</u>のために必要な事項 (1) 実施体制の整備 (2) 合意形成 (3) 普及啓発 (4) 捕獲後の個体の処理方法 (5) <u>管理</u>体制の整備 (6) 計画の実施体制 	<p>第3次千葉県特定鳥獣<u>保護管理</u>計画 (ニホンザル)</p> <p>平成24年3月</p> <p>千葉県 目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景及び目的 (略) 2 <u>保護管理</u>すべき鳥獣の種類 3 計画の期間 4 特定鳥獣の<u>保護管理</u>が行われるべき区域 5 特定鳥獣の<u>保護管理</u>の目標と基本的考え方 (1) 現状及び課題 (略) (2) <u>保護管理</u>の目標 (略) (3) 目標を達成するための基本的考え方 (略) 6 <u>目標を達成するための具体的な取組</u> (1)～(5) (略) 7 その他特定鳥獣の<u>保護管理</u>のために必要な事項 (1) 実施体制の整備 (2) 合意形成 (3) 普及啓発 (4) 捕獲後の個体の処理方法 (5) <u>保護管理</u>体制の整備 (6) 計画の実施体制 	<p>法改正に伴う名称変更</p> <p>計画期間の追加</p> <p>変更年月日の追記</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う項目変更</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p>

新	旧	備考
<p>1 計画策定の背景及び目的 (略)</p> <p>2 <u>管理</u>すべき鳥獣の種類 (略)</p> <p>3 計画の期間 平成27年5月29日～平成29年3月31日</p> <p>4 <u>第二種</u>特定鳥獣の<u>管理</u>が行われるべき区域 (略)</p> <p>5 <u>第二種</u>特定鳥獣の<u>管理</u>の目標と基本的考え方 (1) 現状及び課題 (略)</p> <p>(2) <u>管理</u>の目標</p> <p>① 計画の基本的方向</p> <p>ア) 地域個体群の保全 (略)</p> <p>イ) 被害の軽減 長期的には、農地に依存しない地域個体群の維持を図ることとする。このために群れごとの<u>管理</u>の方針を定め、これに基づき被害対策を実施していくことを原則とする。</p> <p>②今計画期間の目標 (略)</p> <p>(3) 目標を達成するための基本的考え方 (略)</p> <p>①コアエリア内 基本的には、コアエリア内をニホンザルの保護地域として、個体数調整を行わず、生息地の保全を優先する。コアエリアに行動域をもつ群れについては、コアエリア以外の個体数調整も極力控えるものとする。</p> <p>ただし、コアエリア内に生息する群れでも加害程度の高い群れが確認された場合には、加害レベル（後述、表-5）により判定し、<u>千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会</u>、ニホンザル協議会（後述）においてその被害対策を検討していくものとする。</p> <p>②～③（略）</p> <p>6 <u>第二種</u>特定鳥獣の<u>数の調整に関する事項</u> ニホンザルの<u>管理</u>のためには、生息や被害状況の把握、それに</p>	<p>1 計画策定の背景及び目的 (略)</p> <p>2 <u>保護管理</u>すべき鳥獣の種類 (略)</p> <p>3 計画の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>4 特定鳥獣の<u>保護管理</u>が行われるべき区域 (略)</p> <p>5 特定鳥獣の<u>保護管理</u>の目標と基本的考え方 (1) 現状及び課題 (略)</p> <p>(2) <u>保護管理</u>の目標</p> <p>① 計画の基本的方向</p> <p>ア) 地域個体群の保全 (略)</p> <p>イ) 被害の軽減 長期的には、農地に依存しない地域個体群の維持を図ることとする。このために群れごとの<u>保護管理</u>の方針を定め、これに基づき被害対策を実施していくことを原則とする。</p> <p>②今計画期間の目標 (略)</p> <p>(3) 目標を達成するための基本的考え方 (略)</p> <p>①コアエリア内 基本的には、コアエリア内をニホンザルの保護地域として、個体数調整を行わず、生息地の保全を優先する。コアエリアに行動域をもつ群れについては、コアエリア以外の個体数調整も極力控えるものとする。</p> <p>ただし、コアエリア内に生息する群れでも加害程度の高い群れが確認された場合には、加害レベル（後述、表-5）により判定し、<u>千葉県特定鳥獣保護管理計画作業部会（以下「作業部会」という。）</u>、ニホンザル協議会（後述）においてその被害対策を検討していくものとする。</p> <p>②～③（略）</p> <p>6 <u>目標を達成するための具体的な取組</u> ニホンザルの<u>保護管理</u>のためには、生息や被害状況の把握、そ</p>	<p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>組織の名称変更</p> <p>法改正に伴う項目変更 法改正に伴う語句修正</p>

新	旧	備考
<p>基づく被害対策、農地管理、生息環境の保全・整備への取組を計画的に地域の実情に合わせて対応していくことが重要である。</p> <p>(1) 群れによる管理 ニホンザルの<u>管理</u>には群れの把握が重要であり、加害群を中心にその行動域を早急に把握する必要があることから第3次計画では、次の手順により進めていく。</p> <p>①～④ (略) (2) ～ (3) (略) (4) 交雑の取扱 ①交雑個体モニタリング(略) ②交雑モニタリング結果の取扱 モニタリング結果については、<u>千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会等</u>で十分に検討し対応及びその方法を決定していくこととする。</p> <p>(5) モニタリング等の調査研究 景及び市町村は状況の変化に応じて適切な計画に見直すために、また、群れ管理の観点からも以下の内容について可能な限りモニタリングを実施し、その結果を<u>管理</u>計画にフィードバックするものとする。</p> <p>① ⑤ (略)</p> <p>7 その他<u>第二種</u>特定鳥獣の<u>管理</u>のために必要な事項 (1) ～ (3) (略) (4) 捕獲後の個体の処理方法 捕獲した個体は原則として安楽殺処分を行う。 なお、ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため利用を前提とした捕獲はできない。このため動物実験用としての譲渡等はいない。死体は可能な限り<u>管理</u>を目的としたデータ分析のために資料化し、計画にフィードバックする。 また、死体は山野に放置することなく焼却・埋設等、適正に処理する。</p> <p>(5) <u>管理</u>体制の整備(略) (6) 計画の実施体制 <u>管理</u>対策の結果を正確に評価し、次年度あるいは次期計画に</p>	<p>れに基づく被害対策、農地管理、生息環境の保全・整備への取組を計画的に地域の実情に合わせて対応していくことが重要である。</p> <p>(1) 群れによる管理 ニホンザルの<u>保護管理</u>には群れの把握が重要であり、加害群を中心にその行動域を早急に把握する必要があることから第3次計画では、次の手順により進めていく。</p> <p>①～④ (略) (2) ～ (3) (略) (4) 交雑の取扱 ①交雑個体モニタリング(略) ②交雑モニタリング結果の取扱 モニタリング結果については、<u>初めての調査であり作業部会・検討会</u>で十分に検討し対応及びその方法を決定していくこととする。</p> <p>(5) モニタリング等の調査研究 景及び市町村は状況の変化に応じて適切な計画に見直すために、また、群れ管理の観点からも以下の内容について可能な限りモニタリングを実施し、その結果を<u>保護管理</u>計画にフィードバックするものとする。</p> <p>① ⑤ (略)</p> <p>7 その他特定鳥獣の<u>保護管理</u>のために必要な事項 (1) ～ (3) (略) (4) 捕獲後の個体の処理方法 捕獲した個体は原則として安楽殺処分を行う。 なお、ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため利用を前提とした捕獲はできない。このため動物実験用としての譲渡等はいない。死体は可能な限り<u>保護管理</u>を目的としたデータ分析のために資料化し、計画にフィードバックする。 また、死体は山野に放置することなく焼却・埋設等、適正に処理する。</p> <p>(5) <u>保護管理</u>体制の整備(略) (6) 計画の実施体制 <u>保護管理</u>対策の結果を正確に評価し、次年度あるいは次期計画に</p>	<p>法改正に伴う語句修正</p> <p>組織の名称変更及び時点修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p> <p>法改正に伴う語句修正</p>

新	旧	備考
<p>フィードバックしていくために、以下の<u>管理</u>体制を持続させることが必要である。(図-12、図-13)</p>	<p>面にフィードバックしていくために、以下の<u>保護管理</u>体制を持続させることが必要である。(図-12、図-13)</p>	<p>法改正に伴う語句修正</p>

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）の概要

1 計画の期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

2 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

群れの生息する次の地域

市原市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市及び群れの生息域にとどまらず、千葉県内においてハナレザルの出没する地域

3 計画の主な内容

(1) 管理の目標

ニホンザルとアカゲザルとの交雑を回避し、房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、生物多様性を確保するとともに、農林業被害の軽減を図ることにより人間との軋轢の減少を目的とする。

(2) 目標を達成するための基本的な考え方

本県のニホンザルの管理は、房総半島中央部の森林地域をコアエリアとして捕獲を禁止し保護する一方、それ以外の地域については、捕獲を含めた積極的な被害防除を実施する地域として位置づけ実施されてきた。しかし、ニホンザルは群れを成し一定の行動域をもつ動物であることから、ゾーニングのみでは対応が難しいこともあり、守るべき「保全群」、部分的な調整を図り管理していく「調整群」、群れとして排除の必要がある「排除群」といった群れごとの評価も併せて実施していく必要がある。

このため第2次計画では、群れごとの評価をもとに対策を検討していくこととしたが、群れの行動域や加害状況は十分に把握されておらず、第3次計画でも引続き不明群の把握に努めることとする。

なお、アカゲザルとの交雑についてはモニタリングを実施し、取扱いについてはニホンザル小委員会等で協議し必要な体制を整備していく。

(3) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

加害群を中心に行動域や被害の状況を把握し、これに基づき地域の実情に合わせて対応していく。

県・市町村・関係機関で地域間の連携を取りつつ対策を検討し、激害地や生息域の拡大の可能性がある地域などにおいて重点的に取り組むものとする。

具体的な被害対策としては、①防護柵の設置、②追い払い・追い上げ、③個体数調整、④有害獣指導員等の設置、⑤バッファゾーンの整備などを被害レベル、地域の状況に応じて実施していく。

(4) 第二種特定計画の生息地の保護及び管理

①生息環境の管理

コアエリアや鳥獣保護区の設定などによる生息環境の保護、集落や農地周辺の管理、森林の保全や整備に関して方針を定め実施していくとともに関係機関へ働きかける。

②交雑の取扱

目視によるモニタリングとDNA分析によるモニタリングを実施し、交雑の状況を明らかにするとともに、結果についてニホンザル小委員会です分に協議の上、対応を図る。

③モニタリング等の調査研究

生息域の状況、群れ数の把握を早急に実施する必要がある、被害状況調査等については調査方法の検討も併せて実施していくものとする。

モニタリングに当たっては、調査団体を中心に地元住民、狩猟者、関係団体等の協力を得ながら実施していく。

(5) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

①実施体制の整備

地元住民、狩猟者、農林業者、市町村、県、関係機関等が連携して実施するとともに、関連NPO、ボランティア等の協力も得られるように努める。

②普及啓発

地元住民等に対して、生息・被害状況等を普及するとともにニホンザルの特性に対する理解を深めるための講習会等を実施する。

また、一般県民に対しては飼育個体の安易な自然界への放獣、野生鳥獣の一般家庭での飼育、安易な餌やり等については、問題が多いことを普及啓発していく。

③計画の実施体制

ニホンザルの管理に係る各方面の関係者により構成されるニホンザル小委員会において、第二種特定鳥獣管理計画の策定について検討を行う。

計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証し、次期計画に反映させるため、毎年開催する。

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）

計画期間 平成27年5月29日から平成29年3月31日まで

平成27年 月

千 葉 県

目 次

1	計画策定の背景及び目的	
(1)	計画策定の背景及び目的	1
(2)	第2次計画の評価	2
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
5	第二種特定鳥獣の管理の目標と基本的考え方	
(1)	現状及び課題	
①	生息状況とその推移	2
②	生息環境	6
③	被害状況	7
④	被害対策の状況	8
(2)	管理の目標	
①	計画の基本的方向	12
②	今計画期間の目標	12
(3)	目標を達成するための基本的考え方	13
①	コアエリア内	14
②	コアエリア以外	17
③	交雑への対応	17
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	17
(1)	群れによる管理	17

(2)	被害対策への取組	19
①	防護柵の設置に関する事項	19
②	追い払い・追い上げ	19
③	個体数調整	21
④	有害獣対策指導員等の設置に関する事項	21
⑤	バッファゾーンの整備	21
(3)	生息環境の管理に関する事項	
①	生息環境の保護	21
②	生息環境の保全及び整備	21
(4)	交雑の取扱	
①	交雑個体モニタリング	22
②	交雑モニタリング結果の取扱	23
(5)	モニタリング等の調査研究	23
①	地域個体群の生息域及び群れ数調査	23
②	群れごとの生息状況等	23
③	群れごとの被害状況	23
④	生息環境	23
⑤	交雑	23
7	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	
(1)	実施体制の整備	24
(2)	合意形成	26
(3)	普及啓発	26
(4)	捕獲後の個体の処理方法	26
(5)	管理体制の整備	26
(6)	計画の実施体制	26

1 計画策定の背景及び目的

(1) 計画策定の背景及び目的

県内各所に「猿田」「猿山」等、「猿」のつく地名が残されていることから、県内ではかなり古くからニホンザルが生息していたことがうかがわれる。

学術的には1923年（大正12年）に長谷部言人により全国の分布調査が実施され、千葉県でもその生息が確認された。

昭和5年からは君津郡（現在の君津市、富津市、木更津市、袖ヶ浦市）一帯で捕獲が禁止され、昭和22年9月23日からニホンザルは非狩猟鳥獣となるなど、昭和の初めから30年代初めまでは生息数が少なく、貴重な野生生物として扱われていた。

さらに、昭和31年には「高宕山のサル生息地」が天然記念物に指定され、餌付けが君津市、富津市の一部の地域で行われた。

しかし、こうして保護されたニホンザルの個体数は増加した。

また、これに加え開発による自然林の伐採などにより、里山に下りてきたニホンザルは農作物に被害を与えるようになり、軋轢が徐々に増してきた。このため昭和41年からは、有害鳥獣捕獲（かつての有害鳥獣駆除）が始められた。野生動物と人との軋轢は、程度の差はあるものの常に存在する。

自然界では餌の豊凶や天敵等により個体数が変動している。しかし農地への依存が高まり（栄養状態の向上）、また天敵にも期待できない以上、野生動物といえどもその存続や保全を図りながら人間との軋轢の調整、具体的には被害軽減のための農地管理、生息環境の整備、個体数調整などをせざるを得ない。

この調整のためには科学的知見による基礎データの上に、適正な管理計画が作成される必要があるが、千葉県では数年にわたる生息生態調査等の基礎データの蓄積（平成6年度から継続して実施している「房総半島における野生猿管理対策調査研究事業報告」、以下「調査報告」という。）があったため、これを基に平成10年3月に、ニホンザルとの共存を目指し、「千葉県野生猿保護管理計画」（計画期間、平成10年度～14年度）が策定された。

以後、「千葉県野生猿保護管理計画」に基づき種々の対策を講じた結果、被害は減少傾向にあるものの、大幅な減少にはいたっていない。

本計画は、平成11年の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正により新たに創設された「特定鳥獣保護管理計画」制度に基づき、「千葉県野生猿保護管理計画」の内容を踏襲して平成14年度に策定された「第1次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成15年度～19年度）および平成19年度に策定された「第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成20年度～23年度）の第3次の計画であり、房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全と、農林業被害の軽減を図ることにより、人と野生鳥獣との軋轢の減少を目的として策定するものである。

(2) 第2次計画の評価

第2次計画の保護管理の目標は、

- ① 地域個体群の保全
- ② 被害の軽減

であったが、①の地域個体群の保全については、平成16年に南房総地域に生息する特定外来生物であるアカゲザルとの交雑個体が、ニホンザル生息域で確認されており、交雑を回避しニホンザル地域個体群を保全することが喫緊の課題となっている。

また、②の被害の軽減では、防護柵の設置効果もあり、ピーク時に比べ減少している一方、群れの設定及び行動域の解明には至っていないことから、引き続き群れの行動域調査を実施することで加害レベルに応じた群れ管理を実施していく。

2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息するニホンザル

(ニホンザル生息域のアカゲザルとニホンザルとの交雑個体を含む)

3 計画の期間

平成27年5月29日～平成29年3月31日

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

群れの生息する次の地域

市原市 勝浦市 大多喜町 鴨川市 南房総市 鋸南町 木更津市
君津市 富津市

及び群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域

5 第二種特定鳥獣の管理の目標と基本的考え方

(1) 現状及び課題

① 生息状況とその推移

房総丘陵のニホンザルは、生息域全体に群れが連続しており、全体が一つのまとまった地域個体群である。しかし、隣接する個体群がなく房総丘陵のみに生息し、遺伝的にも他から孤立しているため、今後、永続的に保全すべき個体群である(野澤 1991、環境省 2003)。

生息域については昭和47年度、平成6～7年度の調査報告で調査が実施されており

(図-1)、この後、全域の調査はされていないが、平成11年度の調査報告では新たに君津市の糸川地区に群れの拡大が認められ、また、勝浦市・大多喜町では平成6年度以降北東部への生息地の拡大が確認された(平成10年度、18年度、21年度の調査報告)。また、君津市・富津市では、北西部への拡大が確認されており(平成21年度、22年度の調査報告)、生息域は拡大傾向にある。

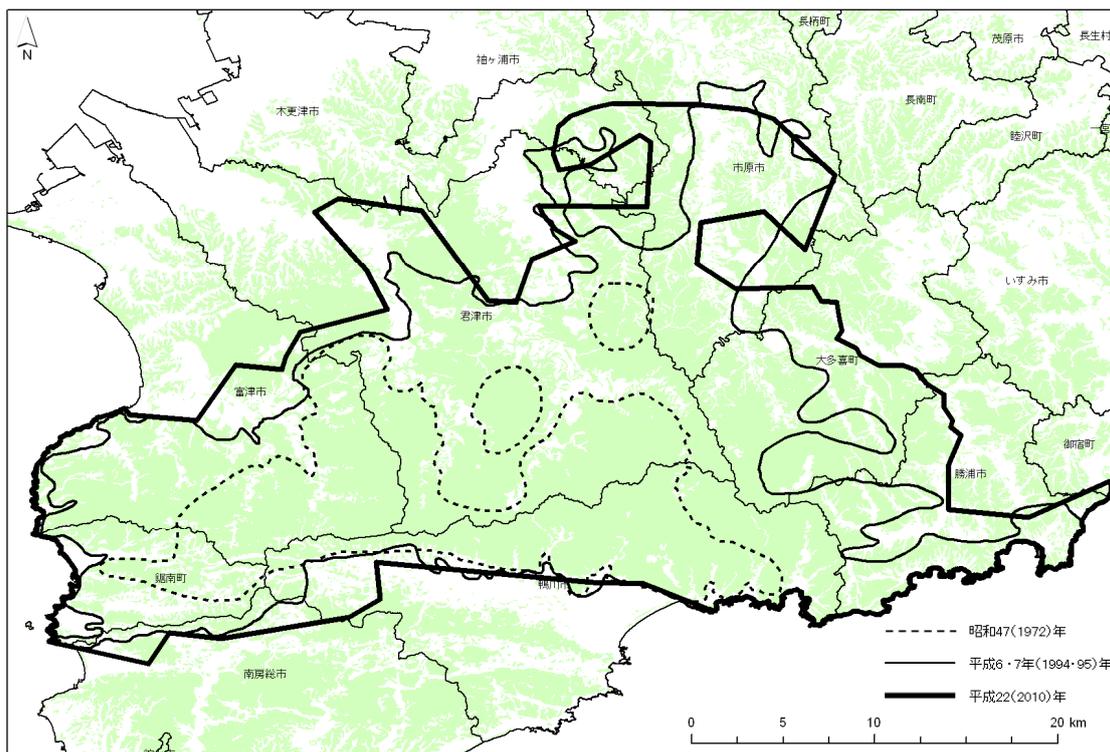


図-1 ニホンザル群れ分布域の推移

また、平成6年度から行っている調査報告によれば、群れ数については平成12年度に87群、総個体数については平成17年度に4,100頭と推定されているが、その後の調査はされておらず(表-1、図-2)、第2次計画においても調査を実施することとなっていたが、実施することができなかった。第3次計画の当初年度において実施し、以降、5年に1回程度の頻度で実施する必要がある。

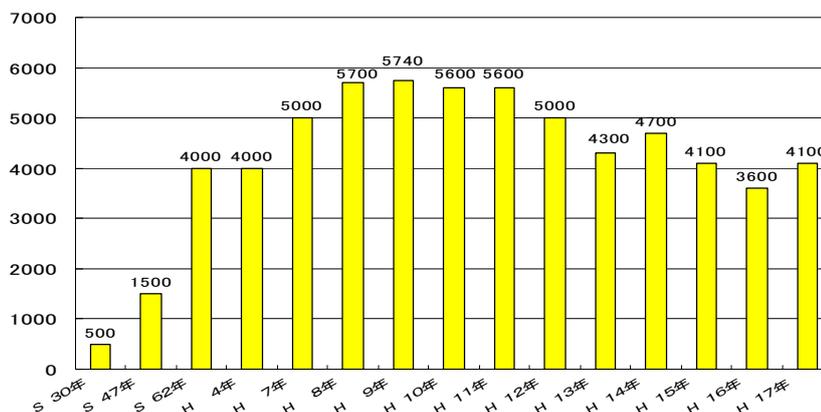
表－1 ニホンザル生息数の推移

調査年度	分布面積 (km ²)	推定群数 (群)	推定頭数 (頭)	調査者
S 30年		13	500	
S 47年	260	31	1,500	房総丘陵ニホンザル調査隊
S 61年	450	49	4,000	(財)日本野生生物センター(※1)
H 4年	510	51	4,000	(財)日本野生生物センター
H 7年	560	59	5,000	房総のサル管理調査会(※2)
H 8年	—	65	5,700	房総のサル管理調査会
H 9年	—	70	5,740	房総のサル管理調査会
H 10年	—	74	5,600	房総のサル管理調査会
H 11年	—	84	5,600	房総のサル管理調査会
H 12年	—	87	5,000	房総のサル管理調査会
H 13年	—	—	4,300	房総のサル管理調査会
H 14年	—	—	4,700	房総のサル管理調査会
H 15年	—	—	4,100	房総のサル管理調査会
H 16年	—	—	3,600	NPO法人房総の野生生物調査会
H 17年	—	—	4,100	NPO法人房総の野生生物調査会
H 18年	—	—	—	—
H 19年	—	—	—	—
H 20年	—	—	—	—
H 21年	724	—	—	㈱野生動物保護管理事務所
H 22年	733	—	—	㈱野生動物保護管理事務所

※1 現在の(一財)自然環境研究センター

※2 現在のNPO法人房総の野生生物調査会

※3 H13年以降の生息数は、87群を前提にその年度に確認された平均の群れの個体数、アカンボウの比率、捕獲数をもとに推定した数値である。



図－2 ニホンザル生息数の推移

第2次計画においては、その管理目標を達成するためにゾーニングによる管理から「群れによる管理」の併用へと移行していくこととなっているが、2011年現在、その行動域が確認されている群れは21群にとどまっております、その行動域については図－3のとおりである。今後、さらに識別群れ数を増やし、生息域、群れ数については早急な調査が必要である。

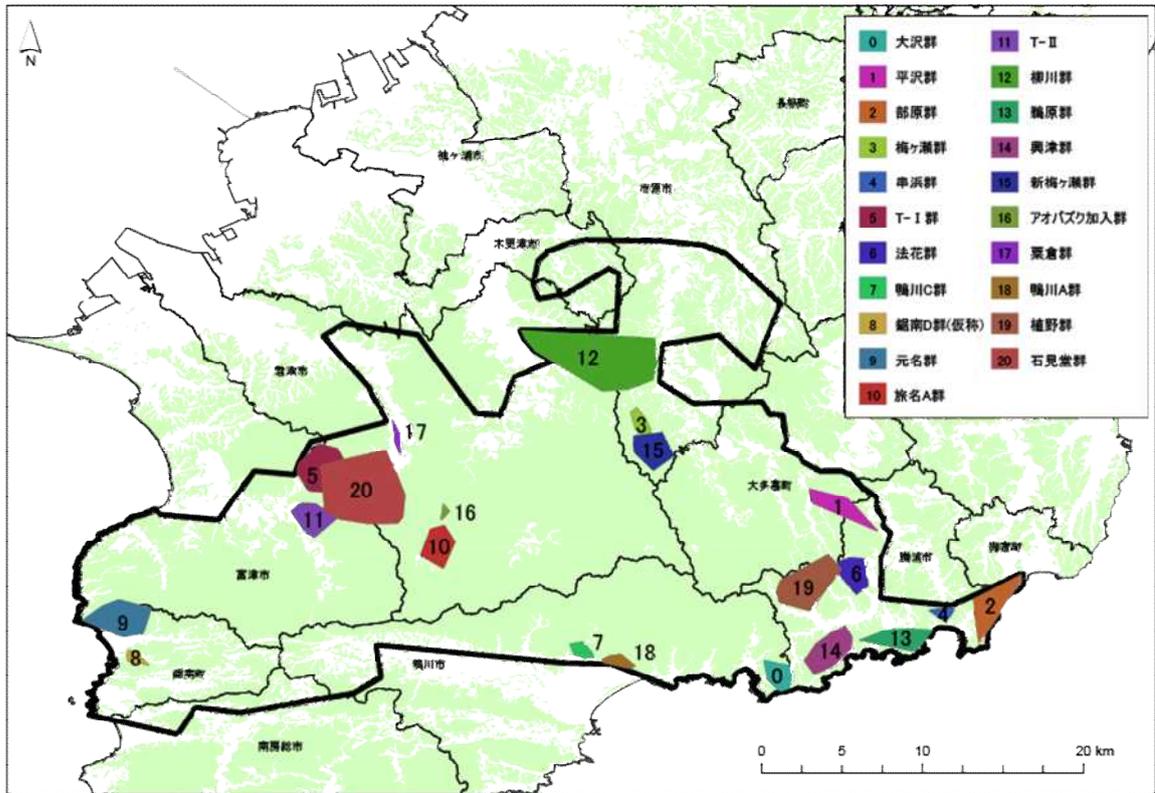


図-3-1 ニホンザルの各群れの行動域 (2010年4月～2011年3月)

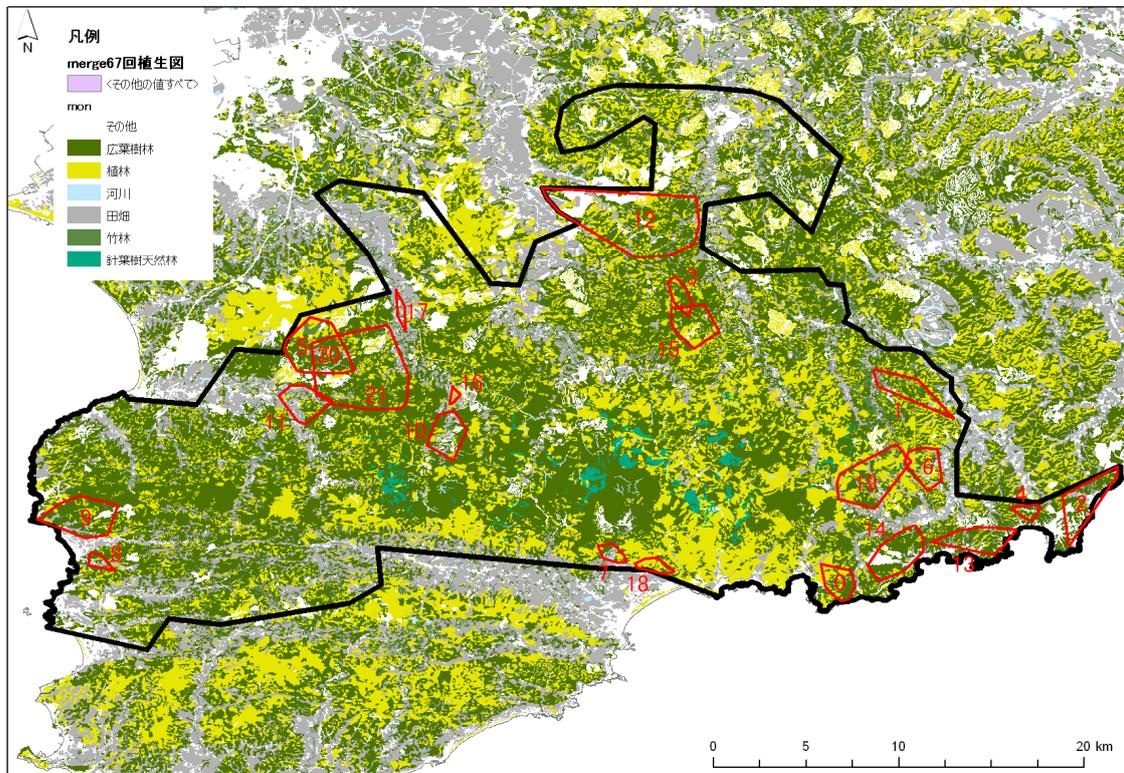


図-3-2 ニホンザルの行動域

② 生息環境

ニホンザルが生息する本県南部の丘陵地帯は、年間を通して温暖で降水量も多く（ニホンザルの生息域での平均気温・降水量、勝浦：15.7℃、1,970mm、鴨川：15.7℃、1,822mm、坂畑13.8℃、2,050mm）、豊かな自然環境に恵まれている。

生息域の植生は図-3のとおりであり、森林はスギ・ヒノキやマテバシイの植林とコナラやシイ・カシ類の広葉樹林が分布している。

なお、群れごとの行動域の生息環境を見ると図-4、表-2のとおりであり、群れにより特徴があるが概ね次の傾向がある。

- ア) 自然林（コナラ林やカシ・シイ萌芽林など）が60%以上を占める群れ
梅ヶ瀬群、串浜群、興津群、鶴原群、石見堂群、元名群
（自然林が50%以上を占める群れは10群）
- イ) 人工林（スギ・ヒノキなど）が50%以上を占める群れ
アオバズク加入群、鴨川A群
- ウ) 森林（自然林、人工林）の比率が60%以下の群れ（農地・その他の土地利用が40%を超える群れ）
部原群、栗倉群、T-II群

農地等の利用が高い群れについては、被害が多いことが予想されることから、被害状況の早急な把握が必要である。

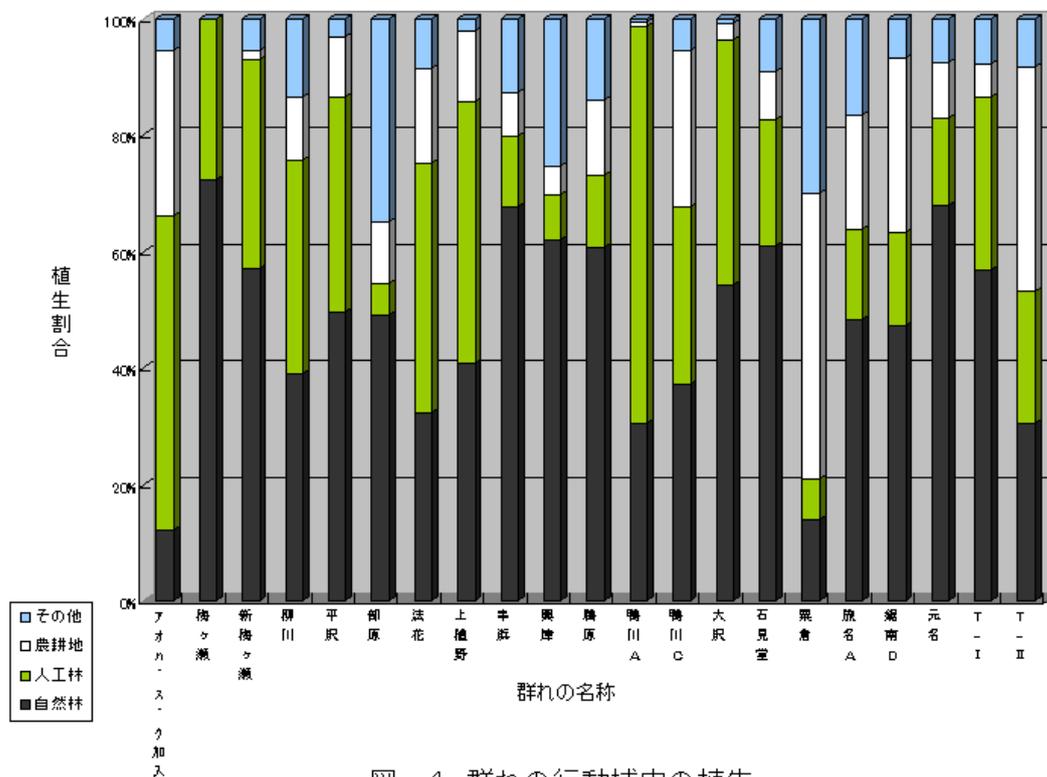


図-4 群れの行動域内の植生

表-2 群れの行動域内の植生

市町名	群名	面積(km ²)	自然林	人工林	森林	農耕地	その他	農地等
市原市	アオハズ加入	0.2	12%	54%	66%	28%	6%	34%
	梅ヶ瀬	1.2	72%	28%	100%	0%	0%	0%
	新梅ヶ瀬	3.3	57%	36%	93%	1%	6%	7%
	柳川	17.3	45%	42%	87%	12%	16%	28%
大多喜町	平沢	3	50%	37%	87%	10%	3%	14%
勝浦市	部原	4.2	49%	6%	55%	10%	35%	45%
	法花	2.6	32%	43%	75%	16%	9%	25%
	上植野	6.4	41%	45%	86%	12%	2%	14%
	串浜	0.7	68%	12%	80%	8%	13%	20%
	興津	4.2	62%	8%	70%	5%	25%	30%
	鵜原	3.3	61%	12%	73%	13%	14%	27%
鴨川市	鴨川A	0.9	31%	68%	99%	1%	1%	1%
	鴨川C	0.8	37%	30%	68%	27%	5%	32%
	大沢	2	54%	42%	96%	3%	1%	4%
君津市	石見堂	15.7	61%	22%	83%	8%	9%	17%
	栗倉	0.4	14%	7%	21%	49%	30%	79%
	旅名A	3	48%	16%	64%	19%	17%	36%
鋸南町	鋸南D	0.6	47%	16%	63%	30%	7%	37%
	元名	5.2	68%	15%	83%	10%	8%	17%
富津市	T-I	6.5	57%	29%	86%	6%	8%	14%
	T-II	2.8	31%	23%	53%	39%	8%	47%

*数市町に行動域が跨っている群れも含まれる

③ 被害状況

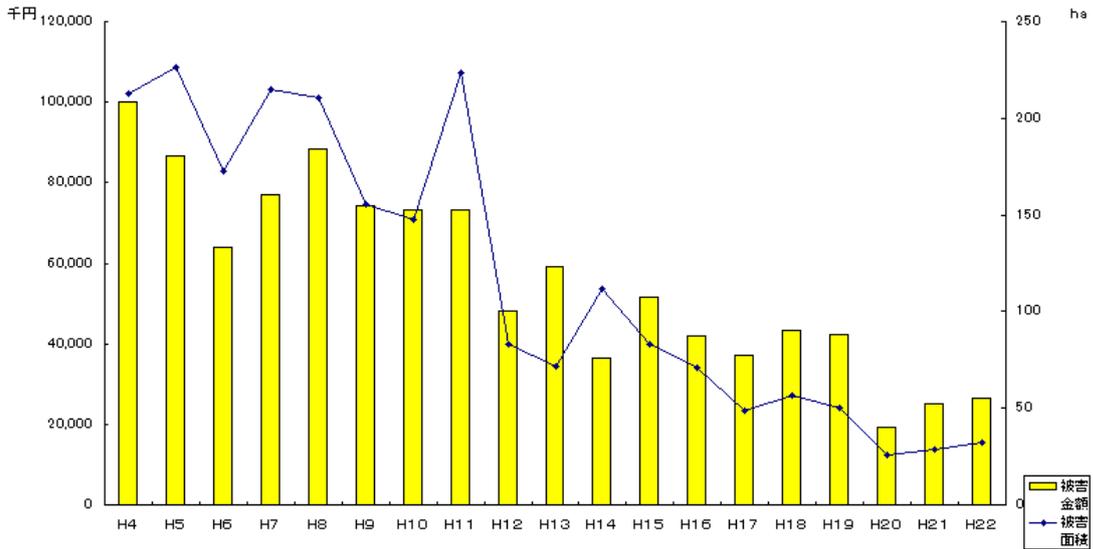
野生ザル（「ニホンザル、アカゲザル及びそのニホンザルとの交雑個体」を言う。）による被害は昭和30年代後半より発生し、現在の被害は果樹、水稻、野菜等の農作物が中心となっている。（表-3、図-5）

平成22年度の「農作物等被害調査」によれば、群れが生息している9市町で被害が発生しており、被害面積は33ヘクタール、被害金額は2千6百万円に上った。

県全体の被害金額は、過去19年間を見ると平成4年をピークに緩やかな減少傾向が続いたが、近年は3千万円前後で横ばいの状態である。なお、被害面積については近年、緩やかな減少傾向が続いている。

表－３ 農林産物の種類ごとの被害の推移

	上段:被害額(千円) 下段:被害面積(ha)																		(県農村環境整備課資料)		
	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
水稲	29,064 66.3	25,450 67.8	13,517 43.6	18,038 33.4	22,077 53.6	7,253 25.5	8,184 23.6	7,870 25.2	8,448 15.5	7,249 11.7	4,757 12.6	9,705 13.4	10,003 11.4	8,730 12.2	10,855 15.2	10,045 12.7	3,736 4.7	3,066 3.3	5,926 5.5		
いも類	2,983 2.2	3,545 2.3	382 0.1	1,715 2.5	4,357 5.7	3,541 4.1	6,451 4.8	4,817 9.1	2,966 5.5	4,300 3.1	4,544 4.6	2,910 2.5	1,500 1.8	1,853 1.9	2,042 2.2	572 1.3	659 1.2	470 1.3	668 1.1		
豆类	4,978 23.5	2,047 11.2	2,399 12.9	2,386 11.4	2,263 12.6	2,825 7.3	1,537 7.8	3,067 10.6	895 5.2	929 2.1	548 1.3	1,398 3.0	1,220 1.5	592 1.4	1,352 1.5	1,969 4.8	674 1.7	29 0.1	319 1.5		
野菜	24,304 48.4	21,707 80.6	16,399 38.4	23,992 96.0	20,979 80.3	20,625 57.1	23,692 56.8	20,263 133.7	19,208 29.3	16,220 13.7	7,823 10.9	11,461 9.7	4,593 5.1	6,961 6.5	6,527 7.2	7,337 6.9	2,579 4.8	0 0.0	4,789 10.8		
果樹	29,245 62.8	29,244 55.8	25,606 57.9	22,398 51.8	26,250 47.2	24,375 40.7	21,381 41.0	24,136 37.2	11,150 18.5	14,218 9.9	9,901 9.4	8,725 10.9	11,745 31.8	11,101 9.8	14,743 10.2	13,273 8.5	6,759 8.0	526 0.3	10,080 9.7		
飼料作物	4,291 8.2	3,196 6.0	500 5.3	1,526 5.0	1,085 2.5	3,221 7.5	220 1.0	253 1.0	407 1.7	1,453 3.3		50 0.3	0 0.1	253 0.0	1,500 0.2	0 1.5	0 0.5	13,426 0.0	105 0.2		
花き	300 1.0	950 2.5	4,610 14.0	4,350 15.1	3,321 7.9	3,550 11.6	3,474 5.3	1,506 1.9	2,755 2.2	1,385 1.3	3,199 3.2	7,045 4.2	1,006 1.7	2,214 3.9	195 1.0	1,405 1.8	290 0.3	430 0.5	204 0.2		
林産物	4,866 0.3	354 0.2	521 0.6	2,530 0.0	8,080 0.7	8,863 1.8	8,470 7.6	11,316 4.8	2,290 5.3	13,289 26.2	5,707 6.2	10,295 39.3	11,870 17.4	5,392 12.8	6,036 16.5	7,853 13.3	4,455 5.1	7,275 4.9	4,284 3.4		
合計	100,031 212.7	86,493 226.4	63,934 172.8	76,924 215.2	88,412 210.5	74,253 155.6	73,409 147.9	73,327 223.5	48,120 83.2	59,043 71.3	36,478 111.5	51,589 83.1	41,837 70.7	37,086 48.7	43,250 56.9	42,454 49.8	19,152 25.8	25,222 28.8	26,375 32.5		



図－５ 被害の推移 (県農地・農村振興課資料)

*表－３、図－５の被害については、アカゲザル及びそのニホンザルとの交雑個体の被害を含む

しかし報告された被害以外に、自家消費農作物被害や恒常的な被害により耕作が放棄されているところもある。また、近年、甚大なイノシシ被害によりニホンザルによる被害に目が届かなくなっていることも考えられる。

このため今後はより詳細な被害金額の掘り起こし等を行い、正確なデータに近づけることが必要である。

また、県全体の被害の状況は以上のとおりであるが、群れごとの被害状況についても定量的、経年的な調査が必要である。

④ 被害対策の状況

ア) 防護柵の設置等

被害を直接回避するために昭和５７年度から、電気柵等の防護柵設置に対する補助

制度を創設した。

その結果、平成22年度まで9市町で合計延長333キロメートルの防護柵が設置されている。(図-6)

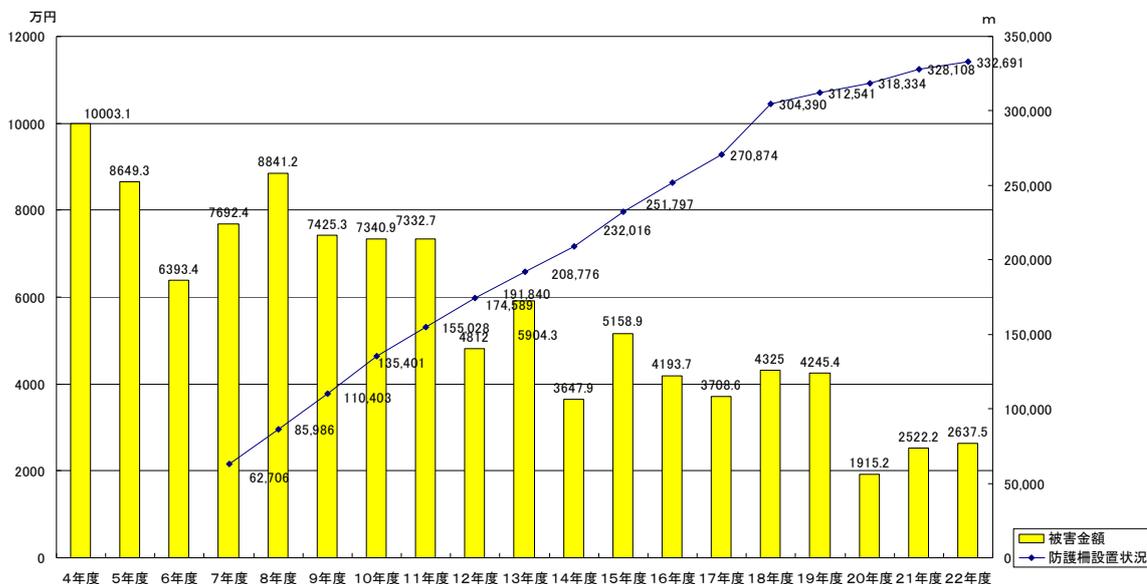


図-6 農林作物被害金額と防護柵設置状況

*被害については、アカゲザル及びそのニホンザルとの交雑個体の被害を含む

しかし老朽化による補修や草刈等、防護柵の管理に多くの労力を要することから、その全てが効果的に利用されているとは言えない。また、より効果的な設置方法、管理組織の構築などが重要である。

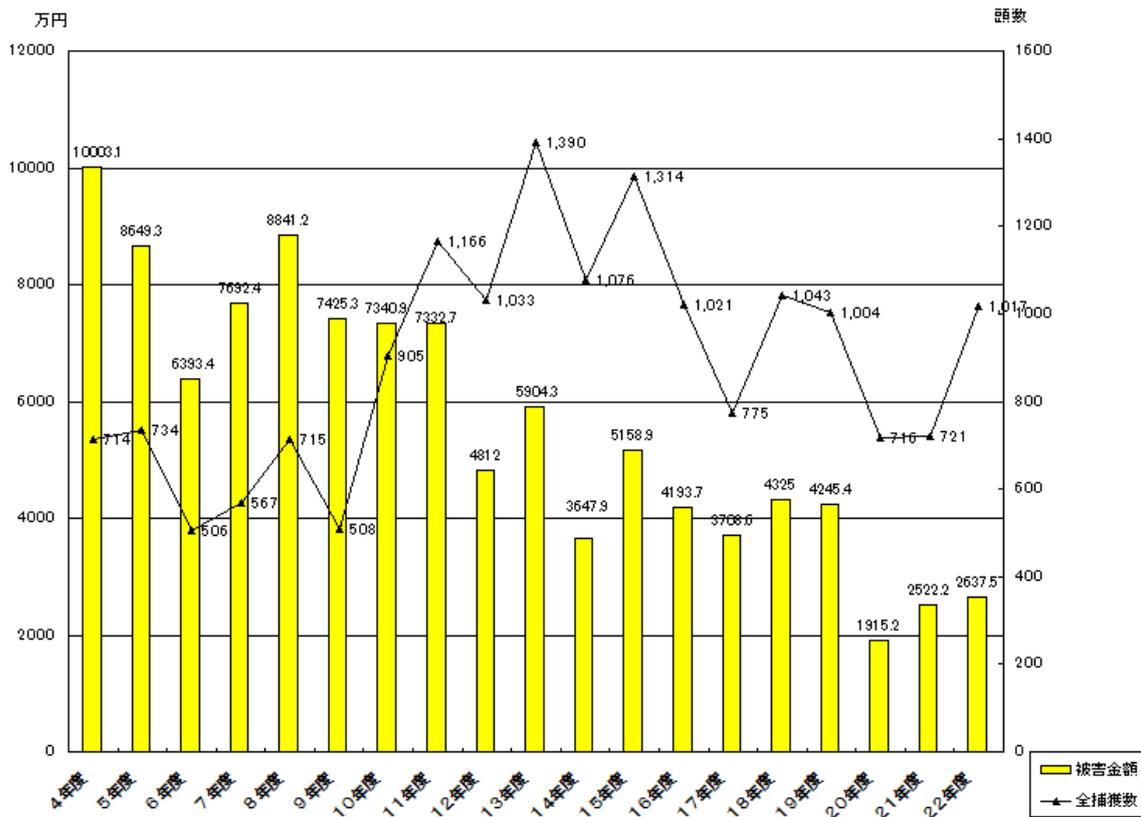
イ) 捕獲の状況

県内で初めて有害捕獲が行われたのは昭和41年であり、以後捕獲数は増加し、近年は、年間1,000頭前後が捕獲されている。

平成5年度からは捕獲経費等に対する補助制度を設け、市町村は捕獲や被害防止対策等の事業を実施している。

平成22年度は、9市町に対して8,573千円の補助を行い、1,017頭のニホンザルを捕獲したほか、パトロールや追い払いを実施した。

平成4年度以降の被害金額と捕獲状況は、図-7のとおりである。また平成18年度の捕獲場所は、図-8のとおりで森林地帯に接する農地や宅地周辺での捕獲が多く生息域の拡大とともに捕獲場所は拡大傾向にある。



図ー7 野生ザルによる被害金額と捕獲数

* 捕獲数・被害金額については、アカゲザル及びそのニホンザルとの交雑個体を含む

しかし現在の捕獲個体の選択は、群れの状況を勘案したものでなく、捕獲後の被害状況の変化が把握されていないなどの課題がある。

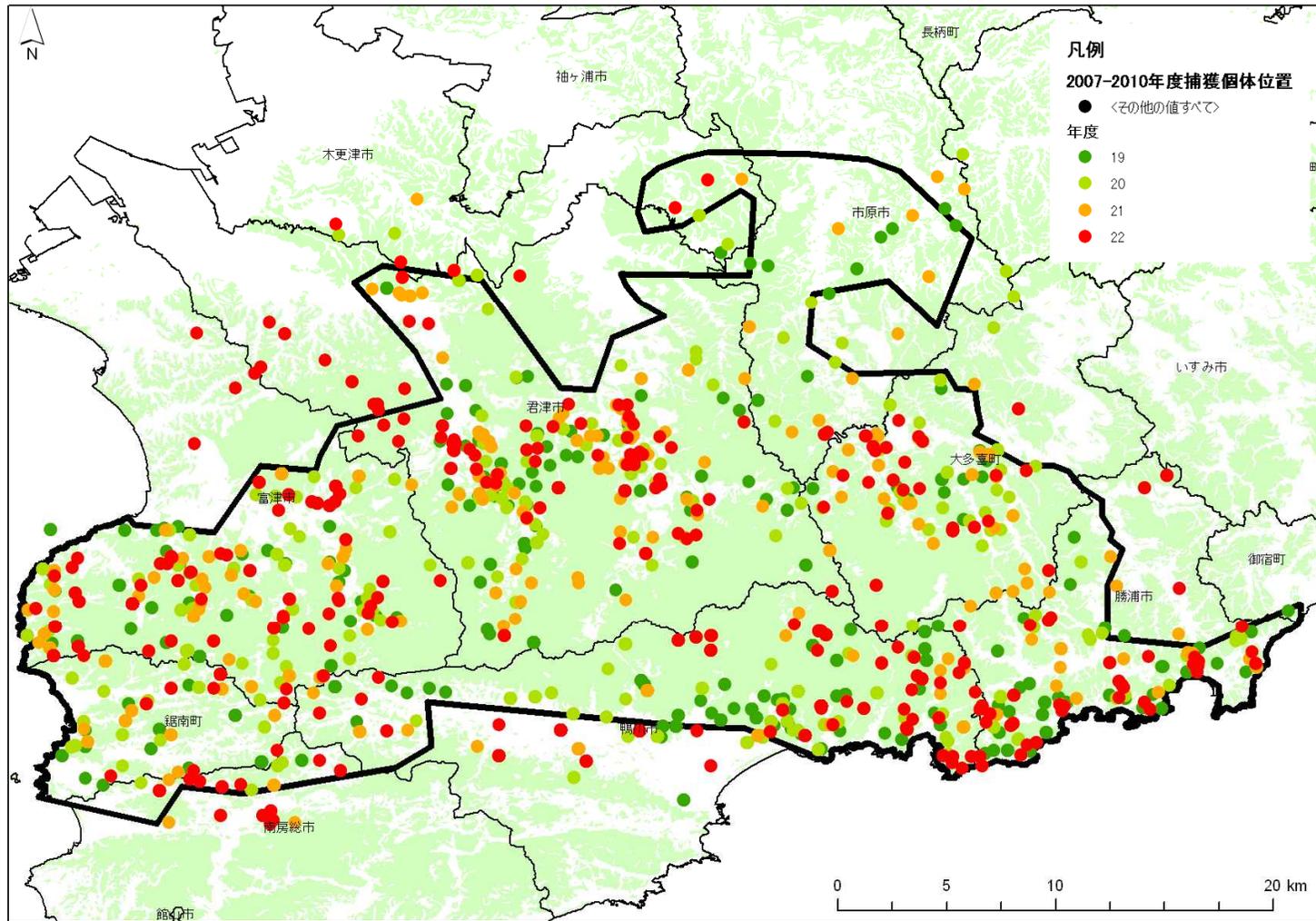


図-8 ニホンザル捕獲地（平成19年度～22年度）

ウ) その他の対策

現在、本県での被害対策は防護柵の設置と捕獲が中心となっており、組織的な追い払い・追い上げは、高宕山の天然記念物地域で実施されているに過ぎない。今後は、群れごとの行動域を把握し、種々の効果的な追い払い・追い上げの方法を検討する必要がある。

追い払い：ある地点に現れたサルを人為的（人間による威嚇、花火、犬、銃器など）に退去させること。

追い上げ：追い払いにあたり目標地域を定め、その地域に定着するまで人為的に移動させること。

また、生息地の環境整備については、高宕山周辺の県有林の一部で1984年から実施された例はあるが、これを検証するとともに、さらに効果的な整備手法を検討し、森林所有者と調整を図っていく必要がある。

なお、現在、有害獣対策指導員による電気柵の設置管理を中心とした指導がされているが、さらにニホンザルの習性、被害予防の方法、調査の実施等について幅広く指導できる人材の養成が必要である。

(2) 管理の目標

① 計画の基本的方向

ア) 地域個体群の保全

本県のニホンザル生息域の一部は、「高宕山のサル生息地」として天然記念物に指定し保護されており、ニホンザルの交雑を回避することは緊急の課題である。交雑を回避し地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、併せて生物多様性を確保する。

イ) 被害の軽減

長期的には、農地に依存しない地域個体群の維持を図ることとする。このために群れごとの管理の方針を定め、これに基づき被害対策を実施していくことを原則とする。

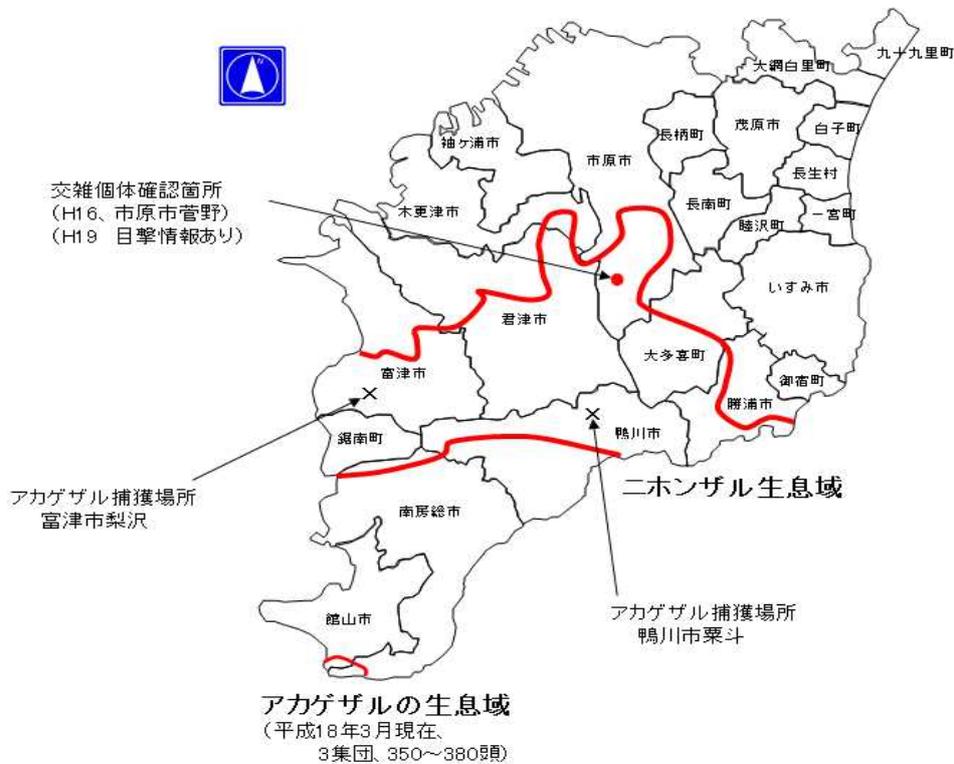
② 今計画期間の目標

ア) 地域個体群の保全

南房総地域で生息の確認されているアカゲザルとの交雑個体が、平成16年度に市原市菅野(柳川群)で確認されており、ほかの地域でもアカゲザル又は交雑と思われる個体が4頭、有害鳥獣捕獲等で捕獲されている。(図-9)

また、平成19年には、新たに市原市菅野周辺で交雑個体と見られるサルを目撃情報があるなど、交雑に関して、予断を許さない状況となっている。

これを受け、引続きアカゲザルとの交雑モニタリングにより、交雑状況を把握するとともに、交雑個体が確認された場合の対応を検討し実行する。



このほかに鴨川市(旧天津小湊町)、鋸南町でアカゲザル(若しくは交雑種)と思われる個体を捕獲

図ー9 野生ザルの生息域及び交雑個体等の捕獲地

イ) 被害の軽減

被害を多発する群れの行動域とその内外での被害状況の把握を基に、当面、激害地や生息域の拡大のおそれがある地域を中心に総合的な対策に取り組むこととする。

なお、房総丘陵はいわゆる山岳地帯がなく、全域が標高の低い山地と農地が複雑に入り組んだ地形をしており生息域と被害地域が等しい。このため被害拡大を回避するためにも生息域の拡大を防ぐ必要がある。

(3) 目標を達成するための基本的考え方

本県のニホンザルの保護管理は、ゾーニングにより実施されてきた。山奥の森林地帯を中心に生息する、加害程度の低い群れを保護する地域としてコアエリアが設定され、それ以外の地域は被害に合わせて個体数調整も含めた管理を実施する地域とされてきた。

しかしニホンザルは群れをなし、一定の行動域をもつ動物であることからゾーニング

のみでは対応が難しいこともあり、守るべき「保全群」、部分的な調整を図り管理を実施していく「調整群」、群れとして排除の必要がある「排除群」といった群れごとの評価も併せて実施していく必要がある。

コアエリアではこれまで捕獲を禁止してきた。銃器による捕獲は群れの分裂を招きやすいといわれており、コアエリア内の加害程度の低い群れの分裂を避けるためには、引き続き捕獲を禁止することが有効と考えられる。このためコアエリアは存続し、将来的にはコアエリアを中心として生息する群れの調査に基づき、農地への依存の少ない安定した群れを保護していくこととする。

コアエリア以外の地域については、群れごとの評価を基本とした対策を中心に進めていく。

なお、南房総地域に生息するアカゲザル及びその交雑個体の防除については、平成18年度に「千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会」が設置され、別途、外来生物法に基づく防除実施計画が策定されている。現在はこれに基づき防除が実施されているため、本計画では、上記計画と整合を図りつつ、ニホンザル生息域での交雑個体の取扱に絞って対応していくこととする。

① コアエリア内

基本的には、コアエリア内をニホンザルの保護地域として、個体数調整を行わず、生息地の保全を優先する。コアエリアに行動域をもつ群れについては、コアエリア以外での個体数調整も極力控えるものとする。

ただし、コアエリア内に生息する群れでも加害程度の高い群れが確認された場合には、加害レベル(後述、表-5)により判定し、千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会、ニホンザル協議会(後述)においてその被害対策を検討していくものとする。

【コアエリアについて】

ニホンザルの分布域は約73,300haであり、分布範囲の中心地域は被害の発生が極めて少ない。このニホンザルの生息に適した植生を有する地域をコアエリアとする。コアエリアは(図-10)のとおりである。

コアエリアの所有形態別面積等は(表-4)のとおりであり、ニホンザルの生息適地として将来にわたって担保が予想される地域である。

コアエリアは大多喜町532ha、勝浦市92ha、鴨川市2,059ha、君津市5,878ha、富津市1,161haで、全体で9,722haである。

森林率は98%であり、国公有林等の比率が74%、保安林率67%、鳥獣保護区率72%、市街地農耕地率2%と公有林等が多く、かつ規制が高い地域である。

なお、コアエリアについては、ニホンザルの行動域、被害の内容等を明らかにしながら、必要があれば見直す。

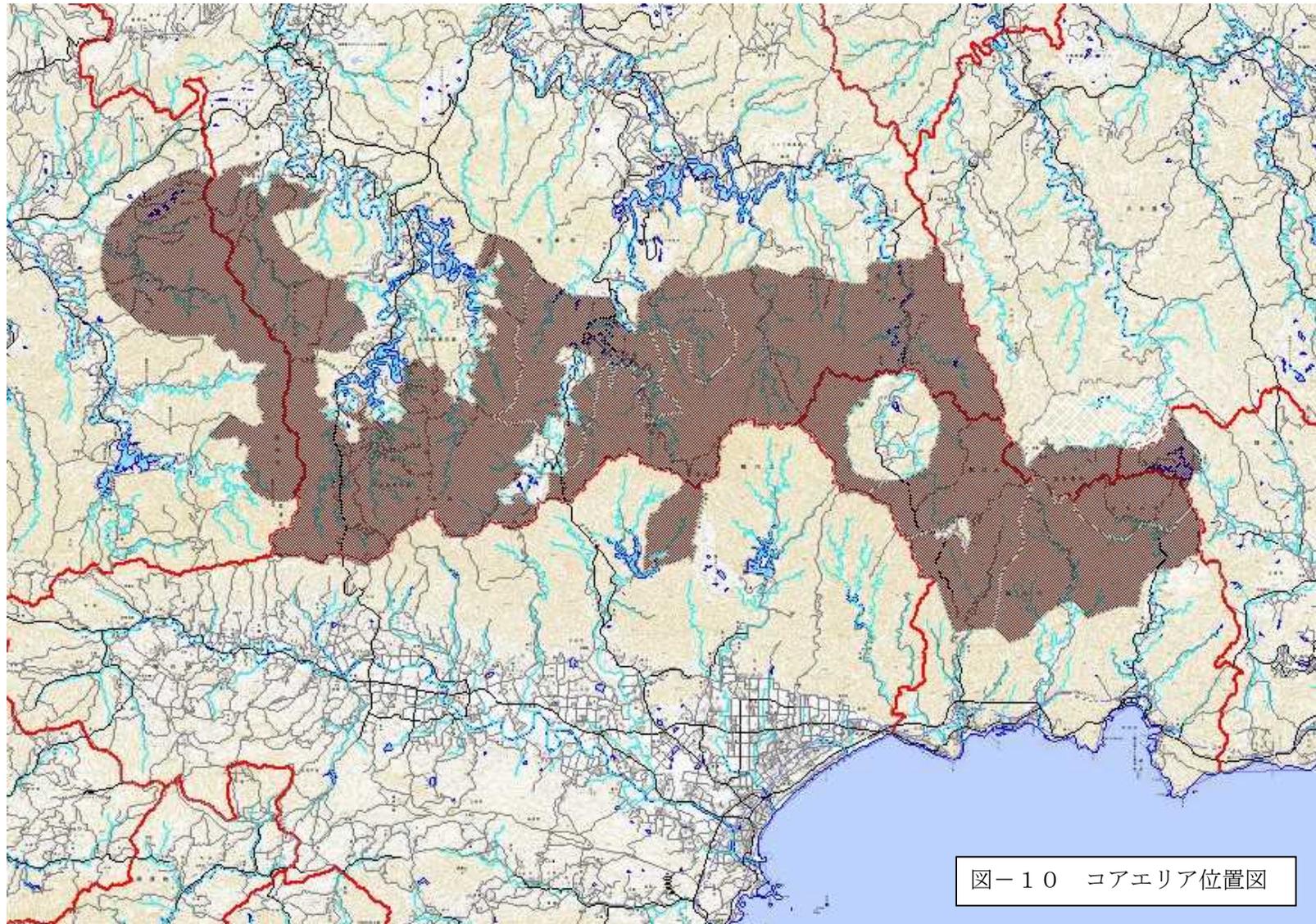


表-4-1 コアエリア解析 コアエリア所有形態別面積 単位 ha

コアエリア名	面積	国有林	演習林	県有林	市町村有林	財産区有林	私有林	水面	市街地農耕地
大多喜計	532	451	32	0	0	0	5	0	44
勝浦市計	92	72	0	0	0	0	0	20	0
鴨川市計	2,059	0	923	717	21	165	230	0	3
君津市計	5,878	1,161	1,241	2,021	0	0	1,315	2	138
富津市計	1,161	283	0	113	0	0	730	0	35
合計	9,722	1,967	2,196	2,851	21	165	2,280	22	220
割合(%)	100.0	20.2	22.6	29.3	0.2	1.7	23.5	0.2	2.3

表-4-2 コアエリア解析規制内容 単位 ha

コアエリア名	面積	保安林	国定公園	県立自然公園	自然環境保全地域	県民の森	鳥獣保護区	天然記念物指定地域
筒森1	177	173					177	
筒森2	355	287					11	
大多喜町計	532	460	0	0	0	0	188	
勝浦	92	72					92	
勝浦市計	92	72	0	0	0	0	92	
天津小湊	671	290			147		671	
内浦山	294	294			147	294	294	
東大演習林1	952	643	509	422			952	
打墨	142							
鴨川市計	2,059	1,227	509	422	294	294	1,917	
東大演習林2	1,433	1,247		1,259			1,433	
元清澄山	321	268			295			
清和	1,837	1,396				1,837	1,837	
高宕山1	809	552		378		809	345	590
香木原1	344	344						
香木原2	1,134	588						
君津市計	5,878	4,395	0	1,637	295	2,646	3,615	590
高宕山2	1,161	341		842			1,161	450
富津市計	1,161	341	0	842	0	0	1,161	450
合計	9,722	6,495	509	2,901	589	2,940	6,973	1,040
割合(%)	100.0	66.8	5.2	29.8	6.1	30.2	71.7	10.7

表-4-3 コアエリア解析主要項目の割合

コアエリア名	面積 (ha)	森林率	国公有林化率	保安林率	公園等率	鳥獣保護区率
筒森1	177	1.00	1.00	0.98	0.00	1.00
筒森2	355	0.88	0.87	0.82	0.00	0.03
大多喜町計	532					
勝浦	92	0.78	0.78	0.78	0.00	1.00
勝浦市計	92					
内浦山	294	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
天津小湊	671	1.00	0.65	0.43	0.22	1.00
東大演習林1	952	1.00	1.00	0.68	0.98	1.00
打墨	142	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00
鴨川市計	2,059					
東大演習林2	1,433	0.97	0.88	0.87	0.88	1.00
元清澄山	321	1.00	1.00	0.83	0.92	0.00
香木原1	344	0.97	1.00	1.00	0.00	0.00
香木原2	1,134	0.98	0.44	0.52	0.00	0.00
清和	1,837	0.98	0.78	0.76	1.00	1.00
高宕山1	809	0.97	0.72	0.68	1.00	0.43
君津市計	5,878					
高宕山2	1,161	0.97	0.34	0.29	0.73	1.00
富津市計	1,161					
合計	9,722	0.98	0.74	0.67	0.71	0.72

注) 公園等率は国定公園, 県立自然公園, 自然環境保全地域, 県民の森を加えた面積の割合である。

② コアエリア以外

被害多発地を中心に群れの行動域を確認し、その地域の被害状況を併せて把握することにより、効果的な被害対策を実施していくものとする。

ニホンザルは群れを単位として行動する動物であることから、群れの分裂は被害地域の拡大につながることもあり、個体数調整に当たっては分裂の回避を図ることが重要である。

将来的には、現在の地域単位の捕獲から群れ単位の捕獲へシフトすることとし、群れごとの管理目標の設定により個体数調整を行うものとする。

③ 交雑への対応

アカゲザルの生息する南房総地域においては、ニホンザル生息域からのオスの侵入によって、既に8割近くが交雑個体となっており、また交雑2世代以上の割合も多くなっている(川本ら 2007)。交雑が進めば、外観でニホンザルとアカゲザルを区別することも困難となってくる。

ニホンザル生息域でも交雑個体が確認されており、南房総地域と同様に交雑が進む可能性がある。交雑状況を把握するためにモニタリング調査を実施し、結果によりその取扱を検討会等において協議し、必要な体制を整備していくものとする。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

ニホンザルの管理のためには、生息や被害状況の把握、それに基づく被害対策、農地管理、生息環境の保全・整備への取組を計画的に地域の実情に合わせて対応していくことが重要である。

(1) 群れによる管理

ニホンザルの管理には群れの把握が重要であり、加害群を中心にその行動域を早急に把握する必要があることから第3次計画では、次の手順により進めていく。

- ① 加害群、生息域周辺部の群れを中心にテレメーターの装着による行動域の把握
- ② 加害状況による評価、行動域内の植生の把握、被害対策の検討
- ③ 被害対策、個体数調整、モニタリングの実施
- ④ 対策の検証

なお、評価は「ニホンザル群の判定基準表(千葉県)」(表-5)の加害レベルにより判定する。

表ー5 ニホンザル群の判定基準表（千葉県）

判定基準 (カテゴリー)	群れの生息域	加害	加害の程度	群れの状況	群れの生息域 としての履歴	生息環境	評定 (目標)	被害防止対策	無対策時の 被害の大きさ
カテゴリー1	コアエリア内のみ	無	—		古い	主に森林	保全群	不用	無
カテゴリー2	コアエリア内と周辺	有	・農作物への依存 度が低い	・群れが分裂する可能性 は低い ・群れが分裂する可能性 がある	古い	森林、農地等 (群れの生息域・行 動域と田畑等が隣 接)	保全群 調整群	①林縁管理、②防護柵、③追い 払い等 ※ 場合により小型檻による加害 個体の捕獲	小さい
カテゴリー3	コアエリア内と周辺	有	・農作物への依存 度が高い	・生息域が拡大したり、 群れが分裂するおそれ がある	古い	森林、農地等 (群れの生息域・行 動域と田畑等が隣 接)	調整群	①林縁管理、②防護柵、③追い 払い等 ※ 場合により小型檻による加害 個体の捕獲	大きい
カテゴリー4	コアエリア外 (森林・農地・市街 地)	有	・農作物への依存 度が低い	・群れが分裂する可能性 は低い ・群れが分裂する可能性 がある	やや新しい	森林、農地等 (群れの生息域・行 動域となる山林と平 地の田畑等が隣接)	保全群 調整群	①林縁管理、②防護柵、③追い 払い等、④小型檻、⑤銃器	小さい
カテゴリー5	コアエリア外 (森林・農地・市街 地)	有	・農作物への依存 度が高い	・生息域が拡大したり、 群れが分裂するおそれ がある	やや新しい	森林、農地等 (群れの生息域・行 動域となる山林内に 田畑等や集落が混 在)	調整群	①林縁管理、②防護柵、③追い 払い等、④小型檻、⑤銃器 →試験的排除も視野に入れる	
カテゴリー6	コアエリア外 (森林・農地・市街 地)	有	・農作物への依存 度が高い ・人家や人身への 危害の可能性あり	・生息域が拡大したり、 群れが分裂するおそれ がある ・この群れが拡大源と なって、新たな群れと生 息地を生じさせる可能性 がある	新しい	森林、農地等 (群れの生息域・行 動域となる山林内に 田畑等や集落が混 在)	調整群 排除群	①林縁管理、②防護柵、③追い 払い等、④小型檻、⑤銃器 ⑥大型檻 →試験的排除の実施もあり得る	大きい

<考え方、留意点>

- (1) 群れの加害レベルとして、出没場所・人に対するサルの反応・被害状況等から数値化するのではなく、実存する群れが合致するようなカテゴリーを想定し、「ニホンザル群の評定基準」として示すこととした。
- (2) カテゴリーは、4→5→6のように段階的に変化する場合もあるが、4→6へ飛級的に変化することもある。
- (3) カテゴリー1(コアエリア内だけに生息する群れ)以外は、加害事実がある又はあり得るものとして作成した。
- (4) 判定基準表において、地形の違いによる区分(山間部と平野部)はしないこととした。(房総丘陵の群れは、適用しにくい)
- (5) 生息履歴は、その地に現在生息している群れの履歴でなく、ある時期を基点にしたときの生息域・行動域としての履歴(当面、1987年調査データ:49群、約4,000頭)
- (6) 被害防止対策としての捕獲では、基本的には、コアエリア内を保護地域として個体数調整を行わず、コアエリアに行動域をもつ群れについては、コアエリア以外での個体数調整は極力控えることとする。
- (7) 被害防止策の優先順位については、①林縁管理(緩衝帯設置等)、②防護柵、③追い払い等を実施し、その効果の検証後に④以降を実施することとする。
なお、⑤銃器使用で捕獲する場合は、群れを分裂させないように十分に勘案して実施する。

(2) 被害対策への取組

被害対策は、市町村単位でのきめ細かな対応が基本であるが、地域間の連携を取りつつ対策を検討していく必要があるため、県・市町村・関係機関の実務者で構成する「ニホンザル協議会」において、年度ごとの実施計画を策定し、次のような地域を重点として被害対策に取り組むものとする。

- ・ニホンザルによる被害の激害地
- ・生息域拡大の恐れがある地域

なお、被害対策の実施状況及び群れの行動域、被害状況等の結果についても取りまとめて、検証の資料とする。

また、ニホンザル協議会は「千葉県野生鳥獣対策本部」とともに必要に応じ農業事務所ごとに設置されている「地域野生鳥獣対策連絡会議」(図-11)と連携を取りながら対策を検討していく。

千葉県野生鳥獣対策本部：野生鳥獣による農作物被害の急増を受け、地域・市町村・県が連携し、被害防止と捕獲・資源の有効活用を図るため19年1月に設置
防護・捕獲・資源活用・生息環境整備の4つのプロジェクトにより推進

① 防護柵の設置に関する事項

防護柵については、農地等へのニホンザルの進入を直接防ぐ施設であり、適正な設置や管理を実施することにより、被害が確実に防げるものであるため引き続き設置を促進する。

設置場所については、実施主体が集落を単位とした長期的な全体計画を作成し、それに基づく計画的な設置とする。

また、防護柵を確実に機能させるためには、適切な設置と設置後の維持管理が重要であることを周知する。

なお、コアエリア内の防護柵の設置については他地域より優先するものとする。

② 追い払い・追い上げ

本県では第2次計画中、高宕山の天然記念物地域を除いて積極的な実施はなかったが、花火・銃器・犬等を利用した追い払い・追い上げによって人馴れの進行を阻止し、農地から山へ行動域を移動させる。テレメーターを装着した個体を含む群れでは、接近警報システムによる効果的な実施が可能となる。

なお、対象地域の地形等により実施できる手法は異なってくることから、ニホンザル協議会で効果的な手法の検討をする。

接近警報システム：テレメーターを装着した個体が含まれる群れを対象に、群れの移動（接近）を確認しながら効果的な追い払い・追い上げを実施する。

追い払い・追い上げ犬：サルを追い払うことを訓練した犬を利用して追い払い・追い上げを実施する。地形等により有効である。

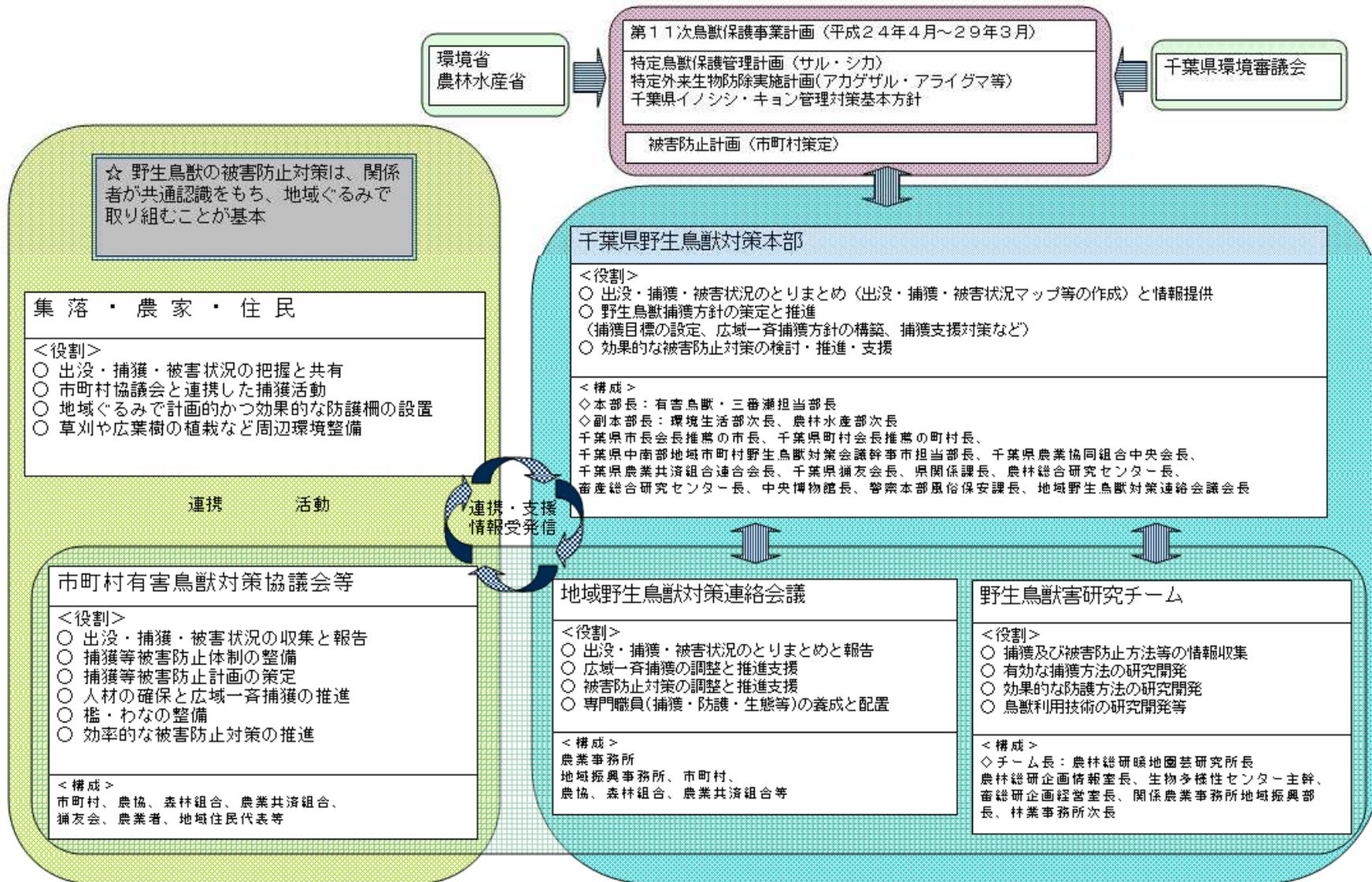


図-1.1 千葉県野生鳥獣対策推進体制

③ 個体数調整

個体数調整による被害軽減効果については、試行段階であるが検証を行いながら効果的な実施を目指していくものとする。

基本的に個体数調整は、農地や住宅地域等の人間活動区域へ侵入して加害する個体を中心とする。ニホンザルの行動域の大半を占める森林内での個体数調整は、群れの分裂を避けるため原則として行わないこととする。

捕獲対象個体の詳細については別途定めることとし、被害発生の程度の指標（表－５）に応じた個体数調整をその群れの加害レベルにより選択し対応する。

なお、群れの状況が把握された段階で捕獲許可申請は、ニホンザル協議会で検討された実施計画によるものとし、報告については捕獲の情報、被害状況（被害の軽減・防止効果）等の検証を添付するものとする。

④ 有害獣対策指導員等の設置に関する事項

被害市町村に有害獣対策指導員を設置し、

ア) 被害対策技術の指導・普及、

イ) 被害状況の調査及びニホンザル出現状況等の調査、

を実施し、被害農家の意識の高揚を図っているが、引き続き被害農家に対する自発的な電気柵の適正な維持管理や被害対策技術の指導や餌付けの禁止、誘因の除去などの普及啓発を図っていくこととする。

なお、有害獣対策指導員にとどまらず、地域の鳥獣対策に関る人々を対象に知識や技術の向上を図るための専門家による研修会や現地指導等を実施することとし、地域リーダーの育成を図る。

⑤ バッファーズーンの整備

かつて、農地と奥山の間には、薪炭・落ち葉等の採取を目的とした里山が整備され、野生鳥獣は見通しのきく、里山ゾーンから農地へ侵入することはまれであった。現在、農地や住宅地等の裏山が整備されず、竹林化・藪化している。このためニホンザルのみならず、野生獣対策として「千葉県野生鳥獣対策本部」の生息環境整備プロジェクトと連携を持ち、地形を勘案して、農地と森林の間にバッファーズーンを設置し、野生鳥獣の人間生活域への侵入を防ぐよう努める。

また、バッファーズーンの維持のために牛などの家畜を放牧する試みも他県においてはなされている。

(3) 生息環境の管理に関する事項

① 生息環境の保護

「コアエリア」を中心として鳥獣保護区等の設定を行い、猟期におけるニホンザルの誤射やワナなどによる捕獲を回避する。

② 生息環境の保全及び整備

ア) 集落及び農地周辺の管理の方針

集落や農地周辺へニホンザルを誘引する原因を確認し、これを除去することにより被害の軽

減を図る。

- ・ 餌やりの禁止

餌を与えることは、人慣れを助長し被害を大きくするため餌やりを禁止する。

- ・ 誘因除去

農地や集落などの人間の生活圏を餌場として認識させないようにする。

具体的には農地では、出荷しない農作物、取り残しなどの放置を避け、作付け時期や収穫時期以外に餌となるものを残さない。また、農地周辺の藪、雑木などを刈り払い見通しを良くすることにより、農地へ近づきにくい環境とする。

集落では、生ゴミの放置や果実の取り残しを避け餌場としないことを徹底する。

- ・ 人間への警戒心

集落や農地に出てくるようになったニホンザルは、適切に対応しないと徐々に人間への警戒心がなくなる。また、人間を見分ける能力もありニホンザルを集落内で見たときは、地元住民が中心となって必ず追い払う等、人間やその生活圏への警戒心を常に持たせる。

イ) 森林の保全や整備に関する方針

群れの行動域及びその背後の森林について、各地域の森林整備計画との整合性に配慮しながら、「千葉県野生鳥獣対策本部」の生息環境整備プロジェクトと連携し、森林整備に関する様々な事業を活用し、植生状況に応じた多様な植生の維持や導入に努め、また、関係機関にも働きかける。

- ・ 栽培果樹の植栽禁止

集落や農地への誘因となるおそれがあるため、森林の整備には栽培果樹を植栽しない。

- ・ 人工林の長伐期化

特に「コアエリア」においては針葉樹人工林の長伐期化により、広葉樹の侵入を図り生息地の保全整備に努める。

(4) 交雑の取扱

① 交雑個体モニタリング

ニホンザルとアカゲザルは、外観の違いで専門家でなくとも明らかに見分けがつくため、野生ザルに接する人々（地元住民、捕獲者、調査者等）に対し識別を普及し、アカゲザルや交雑個体の発見に努める。

また、交雑個体の目撃情報のある群れではテレメーターを装着し目視による交雑状況の確認を急ぐ必要がある。

しかし、交雑の進んだ個体では、アカゲザルの見た目での特徴である「尾が長い」「体毛が黄褐色」などは薄れ、見た目での判別が困難となってくる。このため、次の条件を満たす試料を確保し、DNAマーカーによる判別を実施する。

- ・ ニホンザルが生息している広範な地域での試料確保が可能であること
- ・ 試料の確保が容易であること

などを考慮して、かずさDNA研究所の協力を得て、捕獲個体から得た試料により交雑モニタリングを実施する。

分析に当たっては、現場での個体情報（捕獲場所、外観、雌雄、尾長など）により、交雑の可能性が高いと思われる個体から実施するものとする。

② 交雑モニタリング結果の取扱

モニタリング結果については、千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会等で十分に検討し対応及びその方法を決定していくこととする。

(5) モニタリング等の調査研究

県及び市町村は状況の変化に応じて適切な計画に見直すために、また、群れ管理の観点からも以下の内容について可能な限りモニタリングを実施し、その結果を管理計画にフィードバックするものとする。

① 地域個体群の生息域及び群れ数調査(第2次計画期間中に実施、以降、5年に1回)

- ・生息域及び群れ数の確認

② 群れごとの生息状況等

- ・一年を通じた群れごとの行動圏、生息数
- ・群れごとの捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性・年齢・妊娠率等
- ・採食品目と農作物への依存度

③ 群れごとの被害状況

- ・被害発生箇所
- ・被害品目と被害量
- ・被害情報（群れか、単独か、人への攻撃の有無など）
- ・被害対策の効果測定
- ・被害の経年変化

④ 生息環境

- ・土地利用の変化
- ・自然災害などによる変化

⑤ 交雑

- ・捕獲個体からの試料によりアカゲザルとの交雑を確認
- 以上をまとめたものが、表－6である。

表－6 モニタリング等の調査研究

区 分		第3次計画	基本的方向
1	生息域調査	H24・25実施 ⇒拡大等の検証	5年毎に実施
2	テレメーター装着	当面は、加害群を中心に実施	生息する全ての群れに実施
3 地 域 ご と の 調 査	当面は、加害群を中心に実施	生息する全ての群れに実施	生息する全ての群れに実施
	捕獲場所、雌雄、年齢等を把握	捕獲場所、雌雄、年齢等を把握	捕獲場所、雌雄、年齢等を把握
	設置箇所を地図上に把握	設置箇所を地図上に把握	設置箇所を地図上に把握
	加害群を中心に実施	加害群を中心に実施	加害群を中心に実施
	定量的に経年変化を捉えた調査	定量的に経年変化を捉えた調査	定量的に経年変化を捉えた調査
	対策実施状況の把握	対策実施状況の把握	対策実施状況の把握
4	捕獲個体の分析	雌雄、年齢クラス、体重、前 胴長、泌乳の有無等	第3次計画に併せ可能であれば個体の解剖
5	群れ数の把握	第3次計画中に実施⇒群れの 動向を検証	5年毎に実施⇒群れの動向を 検証
6	交雑調査	目視による調査 捕獲個体を利用し交雑状況を 調査⇒対策の検討・実施	目視による調査 捕獲個体を利用し交雑状況を 調査⇒対策の実施

なお、モニタリングにあたっては、地域の調査団体を中心に地元住民、狩猟者、関係団体や地元の大学等、研究機関の協力を得ながら体制を整備していく。

7 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 実施体制の整備

計画は、ニホンザル協議会において各市町村で作成した年度ごとの実施計画（案）を元に県全体の計画を策定し、実施に当たっては県関係機関、調査研究機関、市町村、農林業者、地域住民、森林管理者、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。

ニホンザル協議会で群れごとの加害レベルの判定、群れの管理方針、それらに基づく施策の検討、計画との整合性及び対策の決定、複数市町村の調整等を進めるとともに、さらに市町村単位の地元住民を含めた被害対策組織の体制が整備されるよう働きかける。具体的な各機関の役割については表－7のとおりである。

表－7 役割分担

	計画作成・事業の検討等	被害対策	個体数調整	生息環境整備		モニタリング等
				農地・宅地	森林	
県	<p>自然保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニホンザル小委員会の設置 ○管理計画の策定 ○実施計画の策定 ○計画の検証・評価 ○ニホンザル協議会の設置 ○技術者の育成 ○野生鳥獣対策本部の設置 農地・農村振興課 ○ニホンザル協議会への参画 ○有害獣対策指導員の設置 文化財課 ○天然記念物としての指導 農業事務所、林業事務所 地域振興事務所 ○地域野生鳥獣対策連絡会議の設置・参画 ○ニホンザル協議会への参画 ○専門職員の養成・配置 	<p>自然保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術・財政支援 ○重点地域への支援 ○情報提供 農地・農村振興課 ○財政支援 ○情報提供 農業事務所 林業事務所 地域振興事務所 ○技術支援 	<p>自然保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲許可基準の設定 ○財政支援 ○情報提供 地域振興事務所 ○捕獲許可 ○鳥獣保護員の設置 ○情報提供 	<p>自然保護課・農地・農村振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財政支援・情報提供 農業事務所 ○農地管理の技術支援・指導 	<p>自然保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公有林等の森林所有者への長伐期・広葉樹林化への働きかけ 林業事務所 ○森林整備の技術支援・指導 	<p>自然保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査の実施(委託) ○調査結果等の検証・公表 ○情報の収集 大学・調査機関等への委託 ○交雑モニタリングの実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○小委員会等への参画 ○実施計画案の作成 ○市町村鳥獣対策協議会の設置 ○地域野生鳥獣対策連絡会議・ニホンザル協議会への参画 君津市・富津市 ○天然記念物地域の保護管理 ○被害防止管理委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○追い払い・追い上げ・防護柵設置等の実施・支援 ○普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策実施に伴う検証データの提供 ○捕獲個体からの試料の収集 ○目撃情報等の収集
住民農業者	<ul style="list-style-type: none"> ○管理計画等に対する意見の提出 ○被害対策等への要望・支援の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみの被害防止対策への参画(追い払い・追い上げ・防護柵の設置管理等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の環境整備 ○普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林等の整備(農地周辺・所有森林の長伐期施業等の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の報告 ○目撃情報等の提供
農協	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村鳥獣対策協議会の設置 ○地域野生鳥獣対策連絡会議・ニホンザル協議会への参画 ○検討会への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ○追い払い・追い上げ・防護柵設置等の支援 ○普及啓発 ○技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術指導 ○普及啓発 		
狩猟者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地町村鳥獣対策協議会、地域野生鳥獣対策連絡会議・ニホンザル協議会への参画 ○検討会への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ○追い払い・追い上げへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲への協力 			<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲個体からの試料の確保
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○検討会への参画 ○市町村鳥獣対策協議会、地域野生鳥獣対策連絡会議・ニホンザル協議会への参画 天然記念物・被害防止管理事業調査団(以下「調査団」) ○被害防止管理委員会への参画 	<p>自然保護団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害防除対策への協力 調査団 ○天然記念物地域等の被害対策の実施 		<p>調査団</p> <ul style="list-style-type: none"> ○天然記念物地域等の普及啓発 	<p>自然保護団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○里山等森林整備への協力 公有林所有者 ○森林整備・長伐期施業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大学・調査研究機関 ○調査研究・情報提供 自然保護団体等 ○普及啓発 調査団 ○天然記念物地域等の調査の実施

また、各種被害対策の支援を行うとともに、マニュアル等の整備や専門家による研修や実効性のある指導を行うことにより実施主体に対して、各種被害対策の実施や生息状況・被害防除実施状況・捕獲状況・被害発生状況のモニタリングに必要な知識や技術を提供する。

なお、このような知識や技術を提供するために習性或捕獲、調査手法、被害防止を図る農業技術等々、専門的知識と技術をもった技術者（専門職員）の育成を図っていくものとする。

（２）合意形成

計画の実施に当たっては県および市町村が調整して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開を行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。

（３）普及啓発

計画を推進するために生息状況、被害状況、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。

また、被害対策には、ニホンザルの特性に対する理解が不可欠であるため、計画の実行に当たっては、関係機関の構成員や地元住民に対して、その内容を講習会などにより周知徹底するよう努める。

なお、一般県民には、本県では既に外来種であるアカゲザルが生息していることを踏まえ、外来・在来を問わず飼育個体の安易な自然界への放獣は、生態系を脅かすものであること、さらに野生鳥獣を一般家庭で飼育すること自体にも問題があること、また、野生ザルに対する安易な餌やりや間接的な餌やり（墓地の供え物、果樹の取り残しなど）はしないよう併せて普及啓発していく。

（４）捕獲後の個体の処理方法

捕獲した個体は原則として安楽殺処分を行う。

なお、ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため利用を前提とした捕獲はできない。このため動物実験用としての譲渡等はない。死体は可能な限り管理を目的としたデータ分析のために資料化し、計画にフィードバックする。

また、死体は山野に放置することなく焼却・埋設等、適正に処理する。

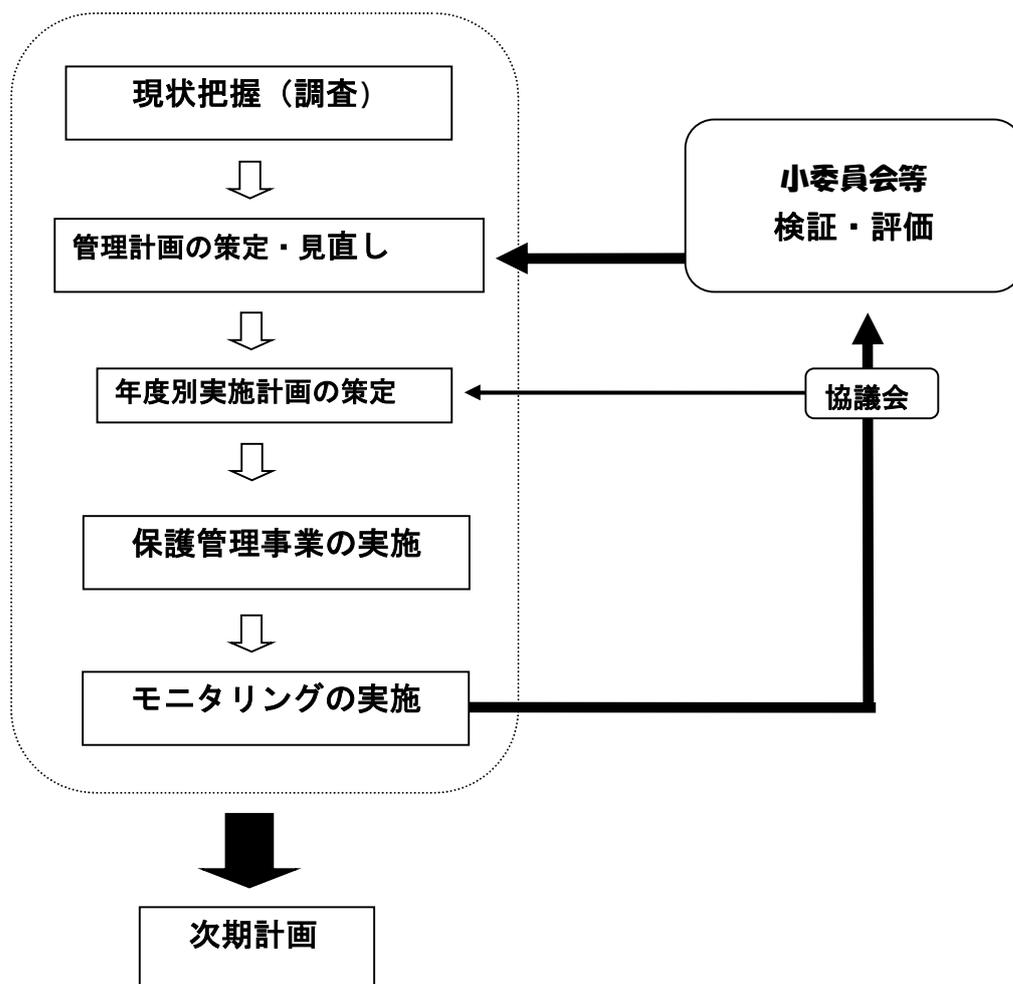
（５）管理体制の整備

野生鳥獣を含めた自然環境の保全・管理の問題は、全国的に深刻化しつつある。そのため、今後は県が専門的、継続的にこの問題に対応する必要性が高まってきている。

こうした状況から、県立の「野生鳥獣保護管理センター」等を設立し、一貫した施策を実施する体制づくりを検討する必要がある。

（６）計画の実施体制

管理対策の結果を正確に評価し、次年度あるいは次期計画にフィードバックしていくために、以下の管理体制を持続させることが必要である。（図－１２、図－１３）



図－１２ フィードバックの仕組み

【引用文献】

野澤謙（1991）ニホンザルの集団遺伝学的研究．霊長類研究 7

環境省（2003）第6回自然環境保全基礎調査

川本芳・川本咲江・川合静・白井啓・吉田淳久・萩原光・白鳥大祐・直井洋司（2007）房総半島に定着したアカゲザル集団におけるニホンザルとの交雑進行．霊長類研究 23

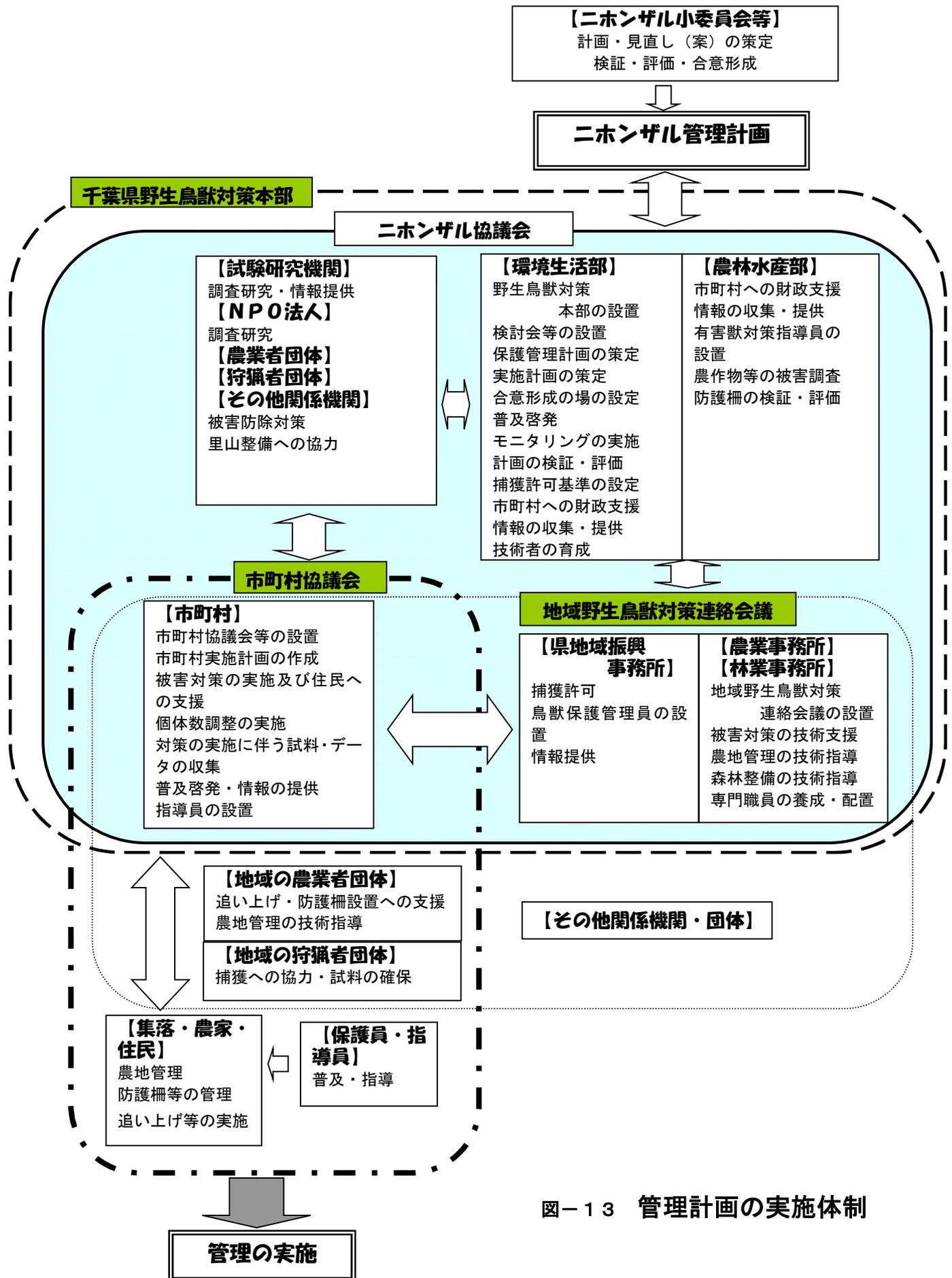


図-13 管理計画の実施体制

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）に
寄せられた意見と県の考え方

1 意見公募案件名

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）に関する意見

2 意見募集期間

平成27年2月13日～平成27年3月10日

3 意見提出

意見提出者数 0人

延べ意見数 0件

**第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）に関する
利害関係人及び市町村からの意見聴取状況**

1 意見聴取事項

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）に関する意見

2 利害関係人からの回答数

利害関係人	回答数
13人	12人

3 賛否等

賛成	条件付賛成	反対
10人	2人	0人

4 条件付賛成の理由

意見	県の考え方
ニホンザルの捕獲にあたり、具体的な目標捕獲数の設定を要望します。（中央会）	ニホンザルは群れで行動するため、捕獲だけで被害を軽減することは困難な獣種であり、房総に生息する群れの行動域と加害状況を把握し、群れごとの状況に応じた被害対策を総合的に実施する「群れ管理」が重要と考えていることから、具体的な目標捕獲数については記載しないこととします。
「ニホンザルは群れをなし、一定の行動域をもつ動物であることからゾーニングでは対応が難しいこともあり」と記載があることから、市町村を越えた広域的な対応をしていただきたい。（木更津市）	県では、広域的な対応として、ニホンザルの行動域の調査を実施しており、テレメータの装着を進めているところです。テレメータを装着することにより市町村を越えて移動するニホンザルへの対応が可能となり、地域が行う追払い等の対策にも有効であることから、市町村においてもテレメータの活用をお願いいたします。

5 賛成意見

- ・ 将来にわたって房総固有のニホンザルを保護すること、人と野生鳥獣との軋轢を減少することを目的とした計画案に賛成します。特にニホンザルとアカゲザルの交雑に関して、モニタリング結果の取扱いについて早期に検討し対応してください。（自然保護連合）
- ・ 生息域生態系をバランスよく管理するために必要な措置と考えられるため。（生物学会）
- ・ 勝浦市におけるニホンザルによる農作物被害は水稻を中心に依然として深刻な状況にあり、これ以上の被害拡大を防ぐため、早急な対策が求められる。このことから、従来の「保護」の観点から、捕獲を強化し、生息数や生息域を適正な水準へと減少させるための「管理」へと計画変更を行う点において賛成する。今後、捕獲だけでなく追払いや防護柵等の被害を防ぐ対策も同時に強化する必要があると考えている。（勝浦市）

6 利害関係人名簿

利害関係人名簿

番号	職名	氏名(敬称略)
1	一般社団法人千葉県猟友会会長	鈴木 理之
2	千葉県自然保護連合代表	牛野 くみ子
3	千葉県生物学会会長	西田 治文
4	千葉県農業協同組合中央会会長	酒井 茂英
5	市原市長	佐久間 隆義
6	勝浦市長	猿田 寿男
7	大多喜町長	飯島 勝美
8	鴨川市長	長谷川 孝夫
9	南房総市長	石井 裕
10	鋸南町長	白石 治和
11	木更津市長	渡辺 芳邦
12	君津市長	鈴木 洋邦
13	富津市長	佐久間 清治